

基金情報

No. 96

平成22年1月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成21年度・主要事業概況

事項	12月末数	対前月増減数	事項	12月末数(累計)
事業所数(件)	237	0	年金掛金	調定額(円) 1,274,341,630
加入員数(人)	男子 5,040	-40		収納額(円) 1,266,532,510
	女子 2,256	-19		収納率 99.39%
	計 7,296	-59	事務費掛金調定額(円) 53,170,536	
平均標準給与月額(円)	男子 332,502	-600	資産運用	信託資産額(時価) 255億6,684万円
	女子 225,669	-40		修正総合利回り 16.84%
	計 299,468	-416		ベンチマーク差 1.47%
受給者数(人)	6,099	15	慶弔金の支給件数・金額	74件136万円
平均年金額(円)	502,749	989	年金相談件数	639件

適用関係

育児休業中の保険料免除について

■ 育児休業とは ■

育児休業とは、子を養育するために休業する期間のことです。ここでいう「子」とは、労働者と法律上の親子関係があれば実子、養子を問わず、父親・母親のいずれでも育児休業をすることができます。育児休業の期間中は保険料（掛金）が免除され、年金額の計算の際にも、育児休業取得直前の標準報酬で保険料（掛金）が納められたものとして取り扱われます。（育児休業期間中に賞与の支払いがあった場合も、その分の保険料は免除されます。）

この時免除される保険料（掛金）は、事業主負担分（但し、事務費掛金は除く）および本人負担分です。

■ 免除の対象になる育児休業とは ■

保険料（掛金）免除の対象となる育児休業は以下の通りです。

- (1) 被保険者（加入員）の子が1歳になるまでの育児休業
- (2) 子が1歳から1歳6ヶ月になるまでの育児休業・・・(1)の育児休業中の方もしくはその配偶者の方は、特別な事情がある場合、子が1歳6ヶ月になるまで育児休業をすることができます。
特別な事情とは以下のいずれかの場合を言います。
◇保育所へ入所希望だが入所できない場合
◇子の養育を行っている配偶者で1歳以降子を養育する予定だった者が、死亡・負傷・疾病等の事情で、子の養育が困難になった場合
- (3) 子が1歳（1歳6ヶ月）から3歳になるまでの育児休業の制度に準ずる措置による休業・・・(1)または(2)の育児休業中の方は、就業規則に定められている場合、この休業を取得することができます。

■ 育児休業等取得者申出書 ■

被保険者（加入員）の方が育児休業等を取得された場合、事業主を通じて「育児休業等取得者申出書」を年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金へ提出することで、育児休業等の期間中、保険料（掛金）が免除されます。免除される期間は、育児休業等を開始した日が含まれる月から育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月（最長で子が3歳になる前月）までです。（産後8週間（56日間）は育児休業の対象とならないため、保険料（掛金）も免除されるのは産後57日目からになります。）

■ 届出の際の留意点 ■

- ◇「育児休業等取得者申出書」は、上記(1)～(3)の休業期間中にその都度提出する必要があります。ただし、上記(1)の育児休業中の方が子が1歳になる時点で(3)の休業を取得する場合は、1歳から3歳になるまでの申出書を提出することになります。
- ◇育児休業等の終了予定日を延長した場合、保険料（掛金）免除期間も延長することができます。この場合には「育児休業等取得者申出書（延長）」を事業主の方を通じて、年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金にご提出下さい。延長後の終了予定日は上記(1)の場合は子が1歳になる日まで、(2)の場合は子が1歳6ヶ月になる日まで、(3)の場合は子が3歳になる日までがそれぞれ限度となります。上記(1)～(3)のいずれの場合においても、遡って申し出をすることはできませんので、速やかにお手続ください。

■ 育児休業等取得者終了届 ■

「育児休業等取得者申出書」により保険料（掛金）を免除されていた方で、終了予定日前に育児休業等を終了した場合には、「育児休業等取得者終了届」の提出が必要となります。（終了予定日通りに終了する場合はこの届出は必要ありません。）

◆各種届出用紙が必要な場合は当基金までご連絡下さい。

年金の確実な支給のために

【当基金】

退職により当基金を年金支給開始年齢に達する前に脱退された方に対し、将来、当基金より年金支給がある旨の通知を退職時の住所あてにお送りしております。年金支給の際には、年金支給開始年齢に達する前月末に退職時の住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」を送付しております。

【連合会】中途脱退者

～基金加入期間が10年未満で60歳未満の方～
連合会へ事務等が継承された中途脱退者の方は、将来連合会より年金支給がある旨の「継承通知」を退職時の住所あてに送付されます。年金支給開始年齢に達する月の始めに、退職時のご住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」が送付されます。

*** 住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。**

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よりしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただいております。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》
みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

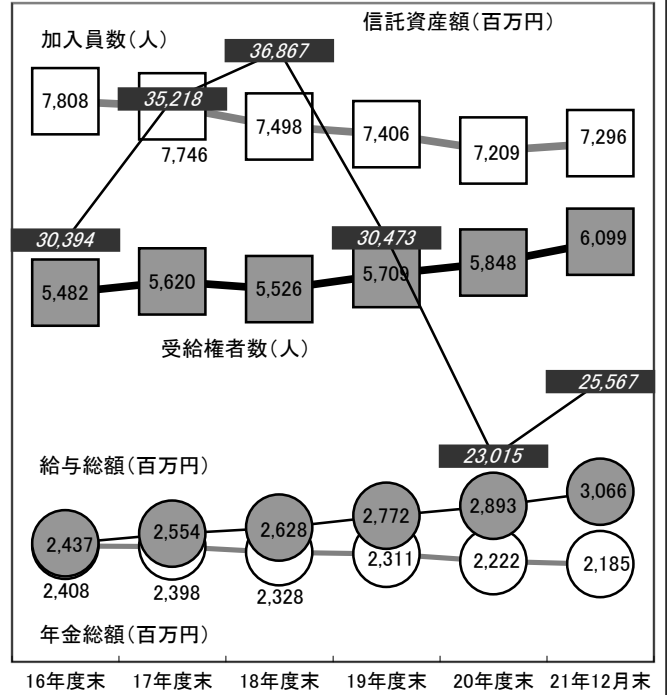
このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

*** 1月分の掛金納入期限は、平成22年3月1日となりますので、ご協力お願いいたします。**

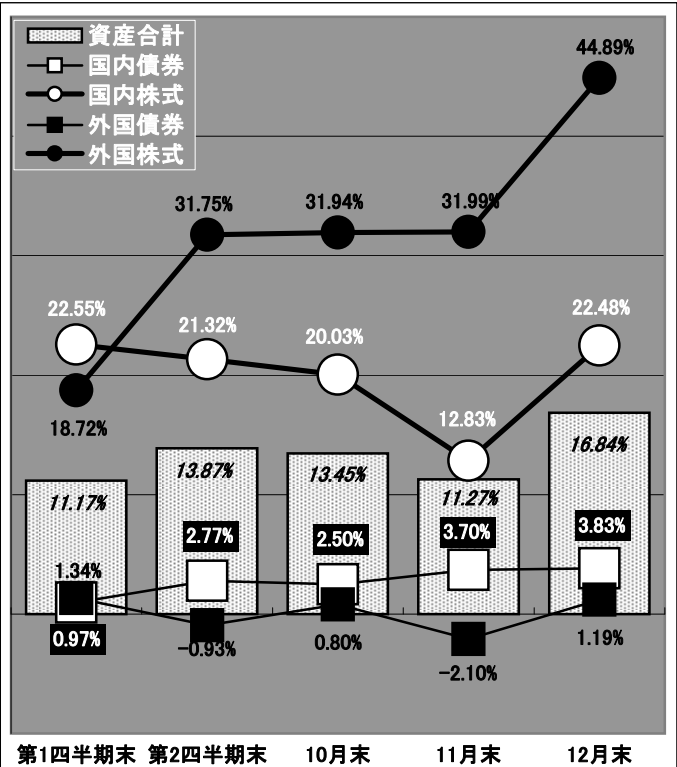
設立事業所の異動(規約変更関係等)・12月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成21年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮をお願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>